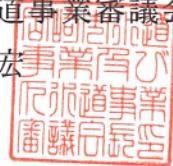


(写)

令和3年9月22日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長 丸山 宏



適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和2年7月15日付け2水経第289号で諮問のありました適正な下水道使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

下水道は、安全で快適な市民生活や安定的な社会経済活動を確保する上で、必要な社会基盤であるとともに、公衆衛生の向上による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という環境面での重要な役割を担っている。

本市の下水道事業は、1923（大正12）年に事業着手して以来、昭和期には、高度経済成長期の人口増加と市街地整備による下水道整備が進み、1963（昭和38）年には八帖処理場の完成により、汚水が処理場に集約されるようになり、河川の水質改善が図られた。その後、1993（平成5）年には広域処理となる矢作川流域下水道への接続がなされ、より効率的な汚水処理が可能となった。また、平成初期からは普及率向上を目指し、市街化区域において集中的な汚水整備を実施し、現在も「岡崎市汚水適正処理構想」に基づく整備を進めている。このことにより、令和元年度末における下水道普及率は89.1%となった。

近年、下水道事業を取り巻く環境は、節水機器の進化や節水意識の高まりなどに起因した水需要の減少により、下水道使用料収入の増収は大きく見込めない一方で、装置産業である下水道事業のサービスを提供・維持するための施設整備は、「建設・拡張」の時代から「維持管理・更新」の時代へと変わってきており、増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど、今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

こうした状況においても、下水道事業者は将来にわたって下水道サービスを安定的に提供し続ける責務を担っていることから、2020（令和2）年度には、2030（令和12）年度までの10年間の計画として「岡崎市上下水道ビジョン」を策定し、「上下水道新時代　暮らしを守る　次の100年へ」を基本理念に、水道事業と一体となり、計画的な事業運営に取り組むとしているが、常に経営環境の変化に対応できるよう、継続的に経営基盤の強化を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、公益社団法人日本下水道協会作成の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく総括原価方式により、適正な下水道使用料の検証を行った。検証に当たっては、算定期間の収支不足や今後の水需要の変化にも対応でき、使用料体系や総括原価が使用実態に応じたものになっているかなどを検討する必要があり、財政収支計画、下水道施設ストックマネジメント計画等を踏まえて、5回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、次のとおり附帯意見を添えて答申する。

本文

1 答申事項

令和4年度から令和7年度までの下水道使用料は据置きとする。

2 答申の根拠

下水道使用料は、長期的には改定を避けることはできず、すべき時に行わないと必要な設備投資や維持管理ができなくなることや、次回改定幅が大きくなること等の弊害を生む。長期的な経営の視点からは、将来的な投資活動に係る費用をあらかじめ見込む必要があり、そのための資産維持費を計上した総括原価を算定すると、令和4年度から7年度までの使用料算定期間4か年において2.32%の改定が必要となる。

他方、短期的な視点ではあるが、現行の使用料水準でも使用料算定期間4か年の事業活動を実施できることや、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響を鑑み、今回の答申では、現行の使用料に据え置くことが妥当と考えるものである。

3 附帯意見

持続可能な下水道事業経営の実現には、財政基盤の強化や下水道施設の適切な維持管理を図っていくことが必要であるが、節水型社会への移行に起因する水需要の減少に伴う収入減や加速度的に進行する下水道施設の老朽化への対策など下水道が抱える課題は深刻度を増している状況である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な下水道事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 資産維持費について

下水道事業は装置産業であるため設備投資に係る費用割合が高く、その投資効果が長期間に及ぶものであるが、使用料は、世代間の格差を生まないよう設定すべきものである。今後、更新需要が増大する時期の使用者に過度な負担を発生させないためには、50年間程度の更新需要を把握し、資産維持費として算定期間の対象経費に計上することが妥当であると考える。

計上による効果は長期間に及ぶため、将来のあるべき姿を見据えた精緻な長期財政収支計画に基づき算定する必要があるが、現状のストックマネジメント計画では、精度が不足していると感じる。次回審議までに精度の向上に努められたい。

(2) 使用料体系について

本市の使用料体系は、収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費の割合に比べて低水準となっており、今後、人口減少の進行により収入の確保が困難となるおそれがあるものと考える。今回提案のあった、基本使用料に配賦する固定費の割合を高めていく方向性については、必要なものと考える。

また、従量使用料では遞増制を採用しているが、他自治体と比べ遞増度が高く設定されており、少量使用者の使用料が低く抑えられている代わりに、多量使用者の負担が大きい構造となっている。多量使用者の負担が重いために民間企業等の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、結果的に少量使用者の負担増を招くことも懸念されることから遞増度のあり方について十分な研究が必要なものと考える。

(3) 使用者への丁寧な情報提供

「下水道使用料は高い」という使用者の意見を聞くことがあるが、これは、下水道事業の経営と使用料収入の関係が理解されていないことによるものと推察される。そのため、使用者を含む様々な団体との交流を行うことやホームページを活用するなどして、下水道サービスを継続的に提供するために必要となる費用とその負担額を正しく理解されるよう、使用者の視点に立った分かりやすく丁寧な情報発信に努められたい。

終わりに

下水道使用料は、「公正妥当なもの、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められている。今審議においては、下水道使用料を据え置くことが妥当との結論に至ったが、総括原価方式に基づく改定の必要性についても理解するところであり、次期の改定時に大幅な負担増を強いることがないように、効率的な事業運営を目指し、さらなる経費削減や未接続世帯の解消による使用料収入の増収などに引き続き努められることを切望する。

審議経過

開催回	開催日	審議内容等
第11回	令和2年7月15日	○ 諮問書の伝達 ○ 下水道事業の概要について
第12回	令和2年10月7日	○ 適正な下水道使用料のあり方について①
第14回	令和2年11月18日	○ 適正な下水道使用料のあり方について②
第16回	令和3年7月21日	○ 適正な下水道使用料のあり方について③
第17回	令和3年8月25日	○ 答申書（案）の審議

委員名簿

会長	丸山 宏	備考
副会長	富永 晃宏	
委員	内藤 公士	
"	牧野 守	
"	稻垣 栄子	任期：令和2年5月20日～令和3年5月17日
"	荒川 江美	任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日
"	宮本 大介	
"	鈴木 純子	
"	笹部 耕司	
"	木俣 弘仁	
"	内田 裕子	

(敬称略)